避難所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年5月 令和5年5月15日(改訂) 浦安市

本市では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染症対策に万全を期するため、「避難所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針」(令和2年5月20日付)を策定した。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第104号)(以下「感染症法」という。)上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたところである。

こうした状況を踏まえ、対応方針の内容を改訂した上で、各避難所等^{*1} においては引き続き感染症 対策を実施し、避難を要する住民の安全・安心の確保を図る。

1 避難所等の過密状態の防止

- ・「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所等に行く必要はない旨周知する。
- ・避難先は小・中学校等の市が指定する場所に限らず、安全な親戚・知人宅に避難することや自宅 に留まり安全を確保することも避難行動の一つである旨周知する。
- ・在宅避難等の避難所外避難者への物資支援等は、指定避難所で対応する。

2 避難者の健康状態の確認

- ・避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。
- ・37.5℃以上の熱がある、又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する。

3 発熱、咳などの症状が出た方の専用スペース確保及び十分な換気の実施

- ・避難所等内は十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースが確保できるよう留意する。
- ・避難所等内に専用のスペース(個室)及び専用のトイレも確保するよう努める。
- ・体育館だけでなく、教室等も開放するなど、人の密度を下げるよう努める。

4 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の実施

・避難者や避難所等運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染 対策を実施する。

- ・手洗い及び咳エチケットを避難者に推奨するため、啓発ポスターを掲示する。
- ・避難所等では、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とするが高齢者等重症化リスクが 高い者が多く避難する避難所等においては、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐ ため、マスクの着用を推奨する。
- ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く避難する避難所の担当者についてはマスクの着用を推 奨する。

5 避難所等の衛生環境の確保

- ・物品等は、定期的に家庭用洗剤を用いて清掃する等、避難所等の衛生環境をできる限り整える。
- ・消毒液等は必要に応じて受付及びトイレ前に設置する。
- ・避難者に対して以下の物について持参をお願いする。 マスク(タオル等)、アルコール消毒液(ウェットティッシュ等)、体温計、寝具(毛布等)、スリッパ、最低3日分の食料と飲料水、着替え、防災(携帯)ラジオ、モバイルバッテリーなど

6 感染が疑われる避難者への適切な対応

・一時的に避難所等内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な 限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、 可能な範囲でパーテイションで区切る等の工夫をする。

7 避難所等の開設について

- ・避難所等の開設にあたっては、災害の規模や状況を踏まえ、市が開設の判断をするものとする。
- **1 災害発生時に開設する指定避難所に加え、台風等による一時的な避難場所(待避所)についても本方針を活用することとする。